る介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例インドネシア人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十五　略］

一の十六　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和四年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

う。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例インドネシア人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十五　同上］

［号を加える。］